

## [ADR・訴訟手続(裁判所)間の連携]

(前注 1) 仲裁・訴訟手続間の連携は、個別法令である仲裁法において別段の規定が体系的に設けられる予定であり、適用対象とはしない。

(前注 2) 司法型 ADR(民事調停・家事調停)・訴訟手続間の連携は、個別法令である民事調停法・家事審判法において別段の規定が体系的に設けられており、適用対象とはしない。

(前注 3) これまでの検討では、ADR・訴訟手続(裁判所)間の連携を充実し、制度化を検討することについては、両手続間の連携を確保することによって ADR の信頼性が向上することとなるので、中長期的視点から見た場合の ADR 振興策の中核として捉えるべきとの積極的意見がある一方で、連携を制度化することによって、ADR の特長の一つである柔軟性が損なわれるおそれがあるので、慎重であるべきとの消極的意見もある。

### 1. ADR の円滑な手続進行の確保に関する制度整備

#### (1) ADR における和解交渉進行中の訴訟手続の中止

##### [論点 1 - 1]

ADR(調停・あっせん)と訴訟手続が並行する場合において円滑な ADR の手続進行を確保するため、ADR における和解交渉進行中の訴訟手続の中止\*に関する制度の整備を積極的に検討することとしてはどうか。

\* 「訴訟手続の中止」とは、訴訟の係属中に、訴訟の進行が困難又は不相当となった場合に、法律上当然に又は裁判所の決定によって訴訟手続の進行が停止することをいう。停止中は、訴訟手続上の行為をすることができなくなる。

#### イ 現行制度

現行制度では、係属事件について民事調停・家事調停の申立て等があった場合(民調規 § 5 等)には、裁判所は、決定により、調停手続が終了するまで訴訟手続を中止することができる旨の規定が設けられている。

このような規定が設けられている趣旨として、

民事に関する紛争はまず調停によって解決させるようにするのが望ましいこと

訴訟手続と調停手続を並行して進めるのは当事者に二重の手間をかけさせ、さらに

は訴訟手続の進行それ自体がときとして調停の手続の円滑な進行とその成立を妨害することになること  
等が挙げられている。

(注) 裁判所又は当事者が訴訟行為を行うことを不可能にする事由が発生した場合、先決的法律関係について他の裁判所等に事件が係属する場合の一部にも、訴訟手続を中止することができることとされている。

## ロ 制度整備の必要性

現行制度の下では、訴訟係属事件について、裁判所外の ADR を利用して和解交渉を行おうとする場合には、原則として、当事者は、二重の手間を覚悟の上で訴訟手続と和解交渉手続を並行して進めるか、時効中断の効力が消滅する等の問題を覚悟の上でいったん訴えを取り下げて和解交渉手続を進めるかのいずれかを選択する必要がある。

(注) 実務では、上記のような問題を回避するために、当事者間において訴訟外で和解交渉が進んでいる場合には、裁判所の訴訟指揮により期日を追って指定することとして事実上訴訟手続が停止されることは往々にしてあるようである。しかし、事実上の訴訟手続の停止によって対応することは、手続的に柔軟性を有する反面、手続の透明性という点で問題があり、当事者にとって制度上の保障を欠いているとも考えられる。

しかし、民事調停等の申立てがあった場合に訴訟手続の中止を認める制度の趣旨は、裁判所外の ADR を利用して和解交渉を進める場合であっても、少なくとも、双方当事者が真摯に和解交渉を行う意思を有している場合には妥当し得るものと考えられるし、多様化する紛争解決ニーズに民事調停等のみで対応することの限界も指摘されている。

したがって、一定の場合には、民事調停等を利用する場合に準じ、事件の訴訟係属を維持したまま調整型 ADR による交渉に専念しうることが、当事者の負担軽減、事件の和解による解決の促進等の観点から有効であると考えられる。

## ハ 考えられる制度(イメージ)

### (法的効果の内容)

例えば、「裁判所に係属している訴訟事件について、ADR 機関が行う調停・あっせんを利用した和解交渉が開始している場合において、一定の要件を満たすときには、裁判所は、ADR の手続が終了するまで(一定期間内に終了しないときは、その期間を経過するまで)、訴訟手続を中止することができる」ものとして考えられる。

(注) 訴訟手続を中止している間に、裁判所外の ADR により和解が成立した場合に、訴訟手続を終局させるためには、原告は訴えを取り下げる必要がある(訴訟手続の段階によっては、相手方の同意

が必要)。

## (要件)

制度を整備する場合には、憲法上保障された裁判を受ける権利との関係、適正な審理の実現及び訴訟促進の必要性との関係その他の現行制度との整合性を踏まえると、以下のような要件が必要となるのではないか。

訴訟手続を中止することについての当事者の同意

適正かつ迅速な裁判を受ける当事者の権利との関係等を踏まえると、当事者双方が訴訟手続を中止することに同意していること(当事者双方が訴訟手続の中止を申し立てた場合であること)が必要であると考えられる。

ADR 機関を利用して和解交渉を進めることについての当事者の合意

事件が和解によって解決されるものと見込まれることが必要であるから、当事者双方が ADR を利用して和解交渉を進めることに合意していることが必要であると考えられる。

ADR(機関)の限定

事件の訴訟係属を維持したまま裁判外の和解交渉を認める以上は、当該事件につき実効性のある和解交渉が公正かつ迅速な手続の下で進められることが必要であり、そのような観点から ADR の限定が必要であると考えられる。

(注) 民事調停手続は基本的には話し合いであるとしても、裁判官及び一般人から選ばれた民事調停委員によって、公正・中立な立場から述べられる争点に関する専門的知見等を聞きながら、事件についての認識を深める過程を経るものであり、当事者の自主的な事前の話合いとは異なるものであって、当事者双方が、判決による解決の見通しや今後の訴訟手続に要する時間と費用、執行の可否等のその紛争の最終的解決形態を現実的に規定する諸要因を総合的に考慮し、その紛争を最終的に解決するという決断に至るプロセスに特色があるとする見方もあることに留意する必要がある。このような見方をした場合には、ここで対象となる ADR は相当に絞り込まれることとなると考えられる。

訴訟手続の中止期間の限定

訴訟係属が生じると、裁判所は、訴えの適法性が認められる限り、請求の当否についての判断を示す義務を負っており、いたずらに中止期間が継続することのないよう、あらかじめ中止期間の上限を設定することが必要であると考えられる。

裁判所の裁量性

現行制度との整合性の観点から、訴訟手続の中止及びその取消しの決定は、もっぱら裁判所の自由裁量に委ね、不服申立ても許さないものとすべきであると考えられる。

## (参考法令等)

民事訴訟法

第 93 条 期日は、申立てにより又は職権で、裁判長が指定する。

口頭弁論及び弁論準備手続の期日の変更は、顕著な事由がある場合に限り許す。ただし、最

初の期日の変更は、当事者の合意がある場合にも許す。

第 131 条 当事者が不定期間の故障により訴訟手続を続行することができないときは、裁判所は、決定で、その中止を命ずることができる。

第 132 条 訴訟手続の中断又は中止があったときは、期間は、進行を停止する。この場合においては、訴訟手続の受継の通知又はその続行の時から、新たに全期間の進行を始める。

#### 民事調停規則

第 5 条 調停の申立てがあつた事件について訴訟が係属するとき、又は法(注:民事調停法)第二十条第一項若しくは法第二十四条の二第二項の規定により訴訟事件が調停に付されたときは、受訴裁判所は、調停が終了するまで訴訟手続を中止することができる。ただし、訴訟事件について争点及び証拠の整理が完了した後において当事者の合意がない場合には、この限りでない。

#### 家事審判規則

第 130 条 調停の申立てがあつた事件について訴訟が係属しているとき、又は法(注:家事審判法)第十八条第二項若しくは第十九条の規定により事件が調停に付されたときは、調停が終了するまで訴訟手続を中止することができる。

#### 特許法

第 168 条 訴えの提起又は仮差押命令若しくは仮処分命令の申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、裁判所は、審決が確定するまでその訴訟手続を中止することができる。

#### UNCITRAL 国際商事調停モデル法

第 13 条 調停合意をした当事者間において、一定の期間中又は一定の条件が成就するまでの間、現在又は将来の紛争について、仲裁手続又は訴訟手続を開始しないことが明示的に合意されたときは、仲裁廷又は裁判所は、その合意が遵守されている間はこれに従わなければならない。当事者の一方は、自らの判断に従って自己の権利を保全するために必要があると認めるときに限り、これらの手続を開始することができる。このような手続の開始は、それのみでは調停合意の放棄又は調停手続の終了とはみなされない。

## (2) ADR の審理のための裁判所による証拠調べ等

### [論点 1 - 2]

ADR(仲裁を除く。)における証拠調べ等が困難な場合の円滑な ADR の手続進行を確保するため、ADR の審理のための裁判所による証拠調べ等に関する制度を整備すべきとの考え方もあるが、ADR に共通的な制度として設ける必要はないものと考えてよい。

### (制度整備の必要性)

仲裁に限らず、当事者が、解決手続の過程で事実調査等に基づき解決案を提示することとしている ADR を利用して自主的な紛争解決を試みている場合には、必要に応じて、当事者及び主宰者に訴訟手続に準ずる事案解明の手段を提供することが、当事者等の負

担軽減、より適正な解決結果の確保等の観点から有効ではあるとの議論がある。

(注)特に、第三者の所持する文書や証言等が紛争の解決にあたり重要な要素となる場合等において有効であることが指摘されている。

しかし、仲裁以外の ADR については、その手続において紛争が解決される保証がなく、また、解決されたとしても既判力もない。証言拒絶や文書提出命令の拒絶は制裁の対象となるものであることを踏まえると、仲裁以外の ADR を対象に制度を設けるだけの必要性があるかという点で疑問がある。

したがって、特段の必要性が認められる手続については、個別の立法による解決が考えられるとしても、ADR に共通的な制度基盤としてこのような制度を設けることは、必ずしも適当とはいえないのではないか。

(注)訴え提起前における証拠収集の処分等の制度の利用可能性

今国会に提出されている民事訴訟法等の一部を改正する法律案では、訴え提起前における証拠収集の処分等の制度を設けることとされている。この制度は、訴えの提起後の訴訟の審理の充実・促進を図ることを目的とするものであって、制度の濫用を防止するための種々の方策が盛り込まれていることなどからも明らかなように、真摯に訴えを提起しようとする当事者による利用を想定しているものであって、訴訟外の紛争解決を促進することは直接想定されていないが、ADR を利用する当事者の中には、ADR が不調であった場合の訴訟による解決も真摯に考えている者も少なくないであろうことを踏まえると、そのような当事者が ADR を利用することと並行して訴え提起前における証拠収集の処分等の制度を利用することも可能である。

(参考法令等)

仲裁法案

第 35 条 仲裁廷又は当事者は、民事訴訟法の規定による調査の囑託、証人尋問、鑑定、書証(当事者が文書を提出してするものを除く。)及び検証(当事者が検証の目的を提示してするものを除く。)であって仲裁廷が必要と認めるものにつき、裁判所に対し、その実施を求める申立てをすることができる。ただし、当事者間にこれらと全部又は一部についてその実施を求める申立てをしない旨の合意がある場合は、この限りでない。

民事訴訟法の一部を改正する法律案(国会提出)第 1 条による改正後の民事訴訟法

第 130 条の 2 訴えを提起しようとする者が訴えの被告となるべき者に対し訴えの提起を予告する通知を書面とした場合(以下この章において当該通知を「予告通知」という。)には、その予告通知をした者(以下この章において「予告通知者」という。)は、その予告通知を受けた者に対し、その予告通知をした日から四月以内に限り、訴えの提起前に、訴えを提起した場合の主張又は立証を準備するために必要であることが明らかな事項について、相当の期間を定めて、書面で回答するよう、書面で照会することができる。(略)

第 132 条の 4 裁判所は、予告通知者又は前条第一項の返答をした被予告通知者の申立てに

より、当該予告通知に係る訴えが提起された場合の立証に必要であることが明らかな証拠となるべきものについて、申立人がこれを自ら収集することが困難であると認められるときは、その予告通知又は返答の相手方(以下この章において単に「相手方」という。)の意見を聴いて、訴えの提起前に、その収集に係る次に掲げる処分をすることができる。(略)

- 一 文書(略)の所持者にその文書の送付を囑託すること
- 二 必要な調査を官庁若しくは公署、外国の官庁若しくは公署又は学校、商工会議所、取引所その他の団体(略)に囑託すること
- 三 専門的な知識経験を有する者にその専門的な知識経験に基づく意見の陳述を囑託すること
- 四 執行官に対し、物の形状、占有関係その他の現況について調査を命ずること

#### 特許法

第 150 条 審判に関しては、当事者若しくは参加人の申立により又は職権で、証拠調をすることができる。

第一項又は第二項の証拠調又は証拠保全は、当該事務を取り扱うべき地の地方裁判所又は簡易裁判所に囑託することができる。

## 2. 訴訟手続における ADR を利用した和解解決の促進に関する制度整備

### [論点2]

**訴訟係属事件の ADR を利用した和解解決を促進するため、裁判所による ADR の利用の勧告に関する制度を整備することの必要性をどう考えるか。**

#### イ 現行制度

現行制度では、裁判所は、訴訟手続の過程を通じていつでも和解を試みることができるほか、適当であると認めるときは、職権で(民事事件については、争点・証拠の整理の完了後は当事者の合意を要する。)、事件を調停に付することができることとされている。

(注)調停手続中の訴訟手続の中止に関する制度とあわせて、訴訟制度と民事・家事調停制度との間には、いわば競合性をもった関係が形成されている。

このような職権付調停が認められていることの趣旨については、紛争を訴訟による判決によって一刀両断的に解決するよりも、むしろ調停によって当事者間の自主的な解決に委ねるのが妥当である場合があることから、そのような場合には、係属事件を調停に付することができるようにされたものとされる。

#### ロ 制度整備の必要性

専門的知見を要する事件の調停による解決のため、民事調停・家事調停の調停委員には多様な分野の専門家が任命されているが、全国・全専門分野において専門家調停委員

を確保することは困難であろうから、事件内容の専門性や個々の裁判所の実情によっては、民事調停等よりも裁判所外の ADR を利用する方が有効な事件解決につながることもありうる。

このような場合に、訴訟係属事件について、和解による解決が適当であると見込まれるときは、当事者に対し、事件の性格等に応じて、裁判所外の調整型 ADR を利用した和解交渉による解決を促すことができるような制度を整備することが、訴訟係属事件の和解による解決の促進や ADR の利用促進の観点から有効ではないかと考えられる。

(注1) 訴訟手続に関しては、今国会に提出されている民事訴訟法等の一部を改正する法律案において、専門訴訟への対応強化を図るために専門委員制度が創設されることとなっていることにも留意が必要である。

(注2) 諸外国でも、主として裁判所の負担を軽減するという目的の下ではあるが、裁判所による ADR への事件回付や ADR 前置に関する制度が整備されつつある(ADR 検討会資料 1-2 参照)。

しかし、一方では、後述のように、仮に制度を整備する場合においても、当事者の裁判を受ける権利との関係で、強制的に事件を ADR に付するような構成をとることはできないことを踏まえ、裁判所が事実上 ADR の利用を勧め、それに従って ADR の申立てをした上で、相手方当事者とも同意して訴訟手続の中止(論点1 - 1)を申し立てれば十分であって、あえて制度を設ける必要はないのではないかとの考え方もある。

(注)いわゆる裁判所外の ADR 機関の利用については、民事調停等に付される場合と異なり、当事者に新たな費用負担がほぼ必然的に生じることにも十分に留意する必要がある。

## 八 考えられる制度(イメージ)

### (法的効果の内容)

制度を設ける場合には、例えば、当事者に裁判所外の ADR を利用した和解交渉を行う自発的意思がない場合であっても、「その事件(調停前置事件を除く。)について裁判所外の ADR における和解交渉を行うことが適当であると認められるときは、裁判所は、事件の性質に応じて適当と認められる ADR 機関及び手続を指定し、その ADR 機関において和解交渉を行うことを勧告することができる」ものとするのが考えられる。

(注1) 勧告に応じて ADR における和解交渉を行うこととなった場合には、論点1 - 1により、訴訟手続を中止することが適当であると考えられる。

(注2) ADR 機関の指定については、裁判所は、特定の ADR 機関を指定することなく一定の ADR 機関を利用した和解交渉を勧告し、ADR 機関の選定は当事者が行う方法も考えられる。

### (要件)

制度を整備する場合には、対象となる ADR(機関)については、論点1 - 1の八(要件)のと同様の要件が必要となるものと考えられる。

(参考法令等)

#### 民事訴訟法

第 89 条 裁判所は、訴訟がいかなる程度にあるかを問わず、和解を試み、又は受命裁判官若しくは受託裁判官に和解を試みさせることができる。

民事訴訟法等の一部を改正する法律案(国会提出)第 1 条による改正後の民事訴訟法

第 92 条の 2 裁判所は、和解を試みるに当たり、必要があると認めるときは、当事者の同意を得て、決定で、当事者双方が立ち会うことができる和解を試みる期日において専門的な知見に基づく説明を聴くために専門委員を手続に関与させることができる。

#### 民事調停法

第 20 条 受訴裁判所は、適当であると認めるときは、職権で、事件を調停に付した上、管轄裁判所に処理させ又はみずから処理することができる。但し、事件について争点及び証拠の整理が完了した後において、当事者の合意がない場合には、この限りでない。

前項の規定により事件を調停に付した場合において、調停が成立し又は第十七条の決定が確定したときは、訴の取下があつたものとみなす。

#### 家事審判法

第 19 条 第十七条の規定により調停を行うことができる事件に係る訴訟が係属している場合には、裁判所は、何時でも、職権でその事件を家庭裁判所の調停に付することができる。

前項の規定により事件を調停に付した場合において、調停が成立し又は第二十三条若しくは第二十四条第一項の規定による審判が確定したときは、訴の取下があつたものとみなす。

### 3. 訴訟手続における ADR の結果の有効活用に関する制度整備

#### (1) 調整型 ADR を経た場合の調停前置主義の不適用

##### [論点 3 - 1]

調停前置事件における民事調停・家事調停の手続に代替するものとして ADR の結果を活用するため、調整型 ADR を経た場合の調停前置主義の不適用に関する制度の整備を積極的に検討することとしてはどうか。

(留意事項)

#### イ 現行制度

現行制度の下では、以下のような一定の事件については、調停前置とされており、調停の申立てをすることなく訴えが提起されたときには、裁判所が事件を調停に付することを適当でないと認めるときを除き、事件を民事調停・家事調停に付さなければならないこととされている。

民事事件のうち地代借賃増減請求事件



## 家事事件のうち訴えを提起することができる事件

(注)「調停に付することを適当でない」と認めるときには、相手方が行方不明である場合など調停を進めること自体ができない場合や事案の内容等から調停成立の見込みのない場合等が該当する。

このように、一定の事件(以下「調停前置事件」という。)について調停前置主義を採用している趣旨は、

地代借賃増減請求事件については、継続的な法律関係であるという事件の特殊性、少額訴訟であるという訴訟経済上の問題、専門的な知識経験を有する調停委員の活用の必要性等の視点から、まず調停手続を活用することが望ましいと考えられること等

一部の家事事件については、家庭事件の特殊性等にかんがみると、公開の法廷の場ではなく、調停手続によって事件終了後の円満な関係形成も見据えた解決が望ましいと考えられること等

によるものとされる。

## □ 制度整備の必要性

実務では、調停での解決の見通しが極めて乏しい場合には、調停前置を形式的に適用して当事者に調停の経由を強制することは意味がなく、また、仮に後日調停に付する必要が生じれば職権付調停が可能であるから、調停前置制度についてはかなり柔軟な運用がされているようである。しかし、裁判所の事件ごとの判断によって対応することは、柔軟性を有する反面、当事者の予測可能性という点で問題もある。

また、裁判所外における和解交渉であっても、手続終了時には和解成立の見込みがないことが見極められるような一定のADRを利用して和解交渉が行われた場合には、定型的に、調停に付することを要しない(「調停を付することを適当でない」と認めるとき\*)にあたる)ものとしても、調停前置主義を採用した趣旨が損なわれるものではない。

\* 民事調停法第24条の2第2項ただし書及び家事審判法第18条第2項ただし書

したがって、裁判所外のADRが民事調停・家事調停の代替として利用される場合も増加していく可能性も見据えると、調停前置事件について、一定の裁判所外の調整型ADRを経て調停前置事件について訴えが提起された場合には、調整型ADRにおいて当事者が自主的解決を試みたことを訴訟手続において評価し、訴えが提起された時点では更なる調停を求めないこととすることが、当事者の予測可能性の確保、負担軽減等の観点から有効であると考えられる。

(注)ADRの結果に執行力があることが民事紛争の実効性のある解決を図る上で重要であるという観点に立てば、(その結果に執行力のない)裁判所外のADRを民事調停・家事調停に代替させることは慎重に検討されるべきという考え方もある。

## 八 考えられる制度(イメージ)

### (法的効果の内容)

例えば、「調停前置事件につき民事調停・家事調停の申立てをすることなく訴えが提起された場合において、その事件について一定のADR機関が行う調停又はあっせんを利用した和解交渉を経ているときは、裁判所は、事件を民事調停・家事調停に付することを要しない」ものとする考えられる。

(注)家事事件のうち、人事に関する訴訟事件については、その結果が身分関係の形成という社会の基盤に影響することから、国家機関である家庭裁判所が行う家事調停において、裁判所が形成された合意の適性をチェックする必要があるが、裁判所外のADRにおいては、そのようなチェック機能が必ずしも担保されていない。また、人事に関する訴訟事件のうち離婚・離縁については、裁判所外のADRによっては、直ちに離婚・離縁の効果が生ずることはあり得ず、家事調停に比して実効性のある解決が図られないものである。さらに、離婚・離縁を除く人事に関する訴訟事件(認知無効等)については、家事調停を経た上で、家事審判法第23条の規定による審判がされなければ解決を図ることができないものである。

以上に照らすと、人事に関する訴訟事件については、他の調停前置事件と同列に扱って、裁判所外のADRを家事調停に代替させることは適当でないのではないかと考えられる。

### (要件)

制度を整備する場合には、調停前置主義を採用している現行制度との整合性等を踏まえると、以下のような要件が必要となるのではないか。

#### ADRの限定

定型的に調停前置主義の例外を認める以上は、論点1-1と同様、ADRにおいて実効性のある和解交渉が公正かつ迅速な手続の下で進められることのほか、そのADRの手続終了時において、和解成立の見込みがないことが主宰者によって見極められるような形でADRの手続が進行されていることが必要であり、そのような観点からADRの限定が必要であると考えられる。

### (参考法令等)

#### 民事調停法

第24条の2 借地借家法(平成三年法律第九十号)第十一条の地代若しくは土地の借賃の額の増減の請求又は同法第三十二条の建物の借賃の額の増減の請求に関する事件について訴えを提起しようとする者は、まず調停の申立てをしなければならない。

前項の事件について調停の申立てをすることなく訴えを提起した場合には、受訴裁判所は、その事件を調停に付さなければならない。ただし、受訴裁判所が事件を調停に付することを適当でないと認めるときは、この限りでない。

## 家事審判法

第 18 条 前条の規定により調停を行うことができる事件について訴を提起しようとする者は、まず家庭裁判所に調停の申立をしなければならない。

前項の事件について調停の申立をすることなく訴を提起した場合には、裁判所は、その事件を家庭裁判所の調停に付しなければならない。但し、裁判所が事件を調停に付することを適当でないと認めるときは、この限りでない。

(注)調停前置とされる家事事件は、訴えを提起することができる事件のすべてである。

## (2) ADR による争点・証拠整理、証拠調べの結果の訴訟手続における活用

### [論点3 - 2]

訴訟手続における争点・証拠整理や証拠調べの手続の手間を軽減するため、ADR による争点・証拠整理、証拠調べの結果の訴訟手続における活用に関する制度を整備すべきとの考え方もあるが、ADR に共通的な制度として設ける必要はないものと考えてよいか。

### (制度整備の必要性)

ADR の手続を経て訴訟提起された事件の中には、ADR において争点及び証拠の整理が十分になされているもの、あるいは、ADR において証拠に基づく事実認定が十分になされているものもあり、このような場合に、争点・証拠整理や証拠調べを訴訟手続におけるそれに準じたものと評価し、争点・証拠整理の結果や証拠資料として活用することが、当事者の負担軽減、専門訴訟への対応強化等の観点から有効ではないかとの考え方がある。

しかし、訴訟手続において当事者が主張していない争点を審理の対象とすることや、当事者の同意なく訴訟手続における審理の対象を限定することは、民事訴訟手続の一般原則に反し、かつ、裁判を受ける権利との関係でも問題を生じかねない。また、訴訟手続において当事者間に争いのある事実について、裁判所の実事認定を拘束することも、同じく、民事訴訟手続の一般原則等との関係で問題が生ずる。

(注)行政審判における事実認定について、実質的な証拠があると裁判所が判断した場合には、その事実認定が裁判所を拘束するという実質的証拠法則が採用されている例もある(公正取引委員会の審判等)が、極めて例外的である。

一方、当事者が、ADR における争点・証拠整理の結果や証拠調べの結果(事実認定)に十分納得していれば、当事者に処分権限のある法律関係に関するものである限り、当事者間で、不起訴の合意、自白契約、仲裁鑑定契約等の契約\*を結ぶことによって、現行制度の下でも、ADR の結果を訴訟手続上活用することは可能である。

\* 「不起訴の合意」とは、特定の権利又は法律関係について一時的又は永久的に裁判所に訴えを提起しない旨の私人間の合意を、「自白契約」とは、一定の事実を前提として裁判所に権利の存否又は内容の判断を求めることとする合意を、「仲裁鑑定契約」とは、訴訟物である権利又は法律関係の前提となる事実関係に関する判断を第三者に委ね、その判断に服する旨の訴訟上の合意をいう。

したがって、ADR の争点及び証拠整理の結果や証拠調べの結果に関し、訴訟手続との連携を図るための制度を設けることは適当でないし、その必要もないものと考えられる。